

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後1ヶ月以内に本人都合による退社、又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1)入社前に本人都合により内定辞退した場合 100%
- (2)入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%